

寄付金に対する税制上の優遇措置について

公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会は、京都府より「特定公益増進法人」の許可を受けております。

■個人によるご寄付

*優遇ポイント

- ・所得控除を受けることができます。
- ・所得税で最大40%の寄付控除を受けることができます（住民税の控除については下記をご参照下さい）。

さらに京都府へ住民税をお納めの方は、寄付翌年度の住民税が「住民税控除」の対象になります。税制上の優遇措置を受けるには確定申告が必要です。寄付入金を確認後、当法人からお送りする「寄付金受領証明書」を申告書に添えてご提出ください。

◎「所得控除」は所得金額に対して寄付金額が多いほど減税効果が大きいのが特徴です。

$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} (5\% \sim 45\%) = \text{減税額}$

例) 5万円の寄付… $(50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 20\% = 9,600 \text{円}$

(課税所得金額が500万円の場合)

※但し寄付金額の年間総所得金額等の40%が限度となります。

○寄付金控除…減税額の一例 復興特別所得税及び住民税は考慮しておりません。

課税所得金額		「所得控除」を選択		
		300万円	500万円	1000万円
ご 寄 付 金 額	1万円	800円	1,600円	2,640円
	5万円	4,800円	9,600円	15,840円
	10万円	9,800円	19,600円	32,340円
	100万円	99,800円	199,600円	329,340円
	500万円	499,800円	999,600円	1,649,340円
	1,000万円	999,800円	1,999,600円	3,299,340円

※課税所得金額とは、給与所得者の場合、給与所得金額（給与収入金額－給与所得控除額）から基礎控除、社会保険料控除等の合計額を控除した額をいいます。

○寄付金控除額算定の参考資料

課税所得金額の範囲	～195万円	～330万円	～695万円	～900万円	～1,800万円	～4,000万円	4,000万円超
所得税率 (%)	5%	10%	20%	23%	33%	40%	45%
所得控除額	0円	97,500円	427,500円	636,000円	1,536,000円	2,796,000円	4,796,000円

※上記表により、課税所得金額300万円の方の所得税額は202,500円、500万円＝572,500円、1000万円＝1,764,000円となります。

◎住民税の控除【寄付翌年の1月1日時点で京都府にお住まいの方】

確定申告の際に住民税控除をあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます。

$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{住民税控除率} (\%) = \text{住民税控除額}$

※京都市にお住まいの方は2%、京都市以外（京都府に限る）にお住まいの方は4%となります。

住民税控除に関連して自治体から要請があった場合は、寄付金名簿を提出することになっております。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎確定申告の手続き方法に関するご案内

税制上の優遇措置を受けるためには、寄付翌年の2月下旬～3月上旬に自身で最寄りの税務署で確定申告の手続きをする必要があります。手続き方法については、国税庁HPなどをご参照下さい。

■法人によるご寄付

弊法人に対する寄付金は、一般の寄付とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入することができます。

損金算入限度額＝（期末資本金等の額×当期の月数/12×0.375%+寄付金支出前の所得金額×6.25%）÷2
※資本金等の金額は、資本の金額と資本積立金の合計額を指します。

限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。寄付金を損金に算入するには、確定申告書に寄付金額を記載し、寄附金受領証明書を添えて、ご提出ください。詳しくはお近くの税務署、税理士までご確認下さい。

■遺贈（遺言による寄付）

遺贈（遺言によるご寄付）によるご寄付も相続税が課税されません。弊法人へ遺贈のご意向がある場合、ご連絡、お問い合わせ下さい。なお、遺贈に関する詳しいことは、お近くの税務署、税理士までご確認下さい。

■相続財産による寄付

相続により取得した財産の一部または全部を弊法人に寄付した場合、寄付した財産には相続税が課税されません。なお、相続税の申告期限は被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内とされています。詳しくはお近くの税務署、税理士までご確認下さい。